

第 1 1 3 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 2 年 8 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 2 年 8 月 1 8 日 (火) 午前 9 時 4 2 分
- 3 閉会の日時 令和 2 年 8 月 1 8 日 (火) 午前 1 0 時 3 6 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 防災研修室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数 1 0 名 出席 1 0 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
会長 (1)	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理人 (6)	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	井上 満千夫
	農地担当課長	佐藤 孝司
	総務・農政担当課長	菱川 真輔
	担当課長補佐	竹田 了久
	農地担当係長	百本 博次
	副主査	橋本 聡実
	副主査	花房 弘治

7 傍聴者 0 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
- (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第 1 8 条第 6 項による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 令和2年度農地利用状況調査の実施について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第113回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。2番 大森 美也子 委員、10番 雪本 泰嗣 委員をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

百本係長 議案の訂正はありません。

議長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

百本係長 1ページ1番、増反による所有権移転です。受人は現在、約85アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約39アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約74アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係

などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番から4番の4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等(1)は1番から4番の4件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は1番から4番の4件を許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から東区の説明をお願いします。

百本係長 2ページ1番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は農家住宅です。受人は現在、東区富崎の持ち家に単身で居住していますが、県が行う砂川河川激甚災害対策事業に伴い自宅が収用対象となったため、耕作地に近く今後も農業に従事しやすい自己所有地に農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良による一時転用です。一時転用期間は許可日から令和2年9月20日までです。

申請人は現在、東区神崎町で農業を営んでいますが、畑地を改良し梅園にするため令和2年3月5日付けで農地改良届を提出していましたが、施工の段階で改良計画が変更されたため、一旦工事を中断し許可申請に至ったものです。

農用地ですが、農地改良工事のための一時転用であり例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 1番と2番の2件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 1番で収用にかかった隣に家を建てるようになっているが、それでいいか。

百本係長 そのとおり。西側部分を取得し建てることになっている。

奥田委員 2番で農地改良を取りやめて許可申請になっているのはなぜか。

百本係長 農地改良の時点では1000㎡以内だったが、隣の所有地も一緒にということになり改良の面積が1000㎡を超えたため許可申請になった。

奥田委員 梅を植えるということだが、申請人は梅をほかにも植えているのか。

浮田委員 いくらか植えている。

議長 それでは申請等(2)は1番と2番の2件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)は1番と2番の2件を許可と決定します。

議長 それでは申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

百本係長 3ページ1番、令和2年5月12日付で農振除外済みで、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、露天資材置場として一時転用中です。

受人は現在、南区福島二丁目にて建設業を営む者ですが、業務受注の増加に伴い資材置場が不足してきたことに伴い、同じく資材置場として利用している既存非農地と隣接しており、資材の運搬にも便利な申請地に賃貸借権を設定して、引き続き利用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 3ページ2番、令和2年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は現在、南区浦安本町に本社を置き、廃棄物処理業を営んでいますが、東区宝伝地内の最終処分場の埋め立て用資材である真砂土や建設資材置場が必要になったため、事業所に隣接し資材の採取・保管が可能な申請地を露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、令和2年5月12日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設置します。

受人は現在、中区湊の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、申請人妻の実家に近く、将来両親の生活の手助けが可能な父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和元年11月14日付けで農振除外済みの案件です。申請地は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、南区大福の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、実家に近く、農業の手伝いや将来両親の介護をするときに便利な父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で他に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2番から4番の3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 2番の藤クリーンなのですが、産業廃棄物業者であるが、地元とはいい関係であるのか。

浮田委員 地元とは良い関係である。災害避難場所として2か所確保するために狭くなったので必要となった。

奥田委員 協議会では産廃業者だからということで意見はなかったのか。

- 岡崎推進委員 特にありません。
- 議長 それでは申請等（３）は１番から４番の４件を許可と決定してよろしいか。
- 全員 よろしい。
- 議長 それでは申請等（３）は１番から４番の４件を許可と決定します。
- 次に申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。
- 百本係長 ４ページ１番から６ページ９番までの９件で、権利取得の事由は相続、権利の種類は所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はなしです。
- 各区協議会では、受理意見となっています。
- 以上です。
- 議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。
- 全員 ありません。
- 議長 それでは、申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、１番から９番の９件を受理と決定します。
- 次に報告について、事務局から説明をお願いします。
- 百本係長 報告（１）４条届については、７ページ１番から５番の５件で、転用目的は共同住宅１件、集合住宅１件、貸店舗１件、貸家１件、長屋住宅１件で専決日は備考欄のとおりです。
- 報告（２）５条届については、８ページ１番から９ページ１３番の１３件です。転用目的は分譲住宅地５件、自己専用住宅２件、敷地拡張２件、長屋住宅１件、建売住宅１件、駐車場・通路１件、宅地造成１件で、専決日は備考欄のとおりです。
- 報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１０ページ１番から１１ページ６番までの６件です。解約理由は、耕作目的４件、転用目的２件で、離作料は記載のとおりです。
- 報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１２ページ１番から３番の３件です。内容は、農業用倉庫２件、農業用通路１件です。
- 報告（５）農地改良届については、１３ページ１番の１件です。内容は、普通野菜畑です。
- 以上です。
- 議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。
- 全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について説明。

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて、委員の方から何かご意見はありませんか。

串田委員 中間管理機構より貸付継続地の報告書もらったが、これらの農地は条件が悪くいつまでたっても借り手が見つからない。最終的にはどうすればいいのか。農地に戻すにも費用がかかる。片付かない。ほかにそのようなことはないか。

佐藤課長 第一農業委員会でガラス温室の解体ができない事例があった。

藤田推進員 調査をしてもそれ以後の対策になっていない。遊休農地も地主によってはほっといてほしいといわれる。管理しても草を刈るだけで、その先がない。遊休農地が何年も続いたものは雑種地にするのか。

佐藤課長 国のほうからは農地から落とせという話はあるが、それをすると大変なことになるのでそのままにしている。山とかであればやむを得ないかもしれないが、平地についてはすべきではないと考える。

藤田推進員 あくまで遊休農地として凍結するということか。

佐藤課長 そのとおりです。

串田委員 農地の相続で相続放棄した場合、中間管理機構が受けて貸し出しをするようになっているようだが。土地の登記はどうなるのか。

佐藤課長 登記自体は未相続のままか、相続財産管理人がついた状態になる。中間管理事業でできる仕組みは、相続人がわからない、過半の共有者がわからない場合については機構が使える農地だと判断した場合、農業委員会が探索し6か月間の公示を経て判明しない場合、中間管理機構が県に裁定の申請をし、県が認め中間管理事業として貸し借りが始まる。賃料は供託されます。

串田委員 その土地は持ち主不明なのか。

佐藤課長 持ち主不明で農地として使用できる。現在東区で2か所公示しています。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時36分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員